

会議の名称	第33期 第1回社会教育委員会会議
開催日時	平成25年12月2日(月) 3時00分から 5時00分まで
開催場所	輝きプラザきらら 7階 会議室
出席者	加堂議長、石塚副議長、志保田委員、嶋田委員、西田委員、 服部委員、松浦委員、森山委員、
欠席者	青野委員、國光委員、中村委員
案件名	1. 議長、副議長の選任について 2. 枚方市社会教育委員会会議について 3. 枚方市の社会教育について 4. 社会教育法改正に伴う枚方市社会教育委員設置条例の改正 について
提出された資料等の 名称	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1. 第33期枚方市社会教育委員名簿 ・資料2. 平成25年度枚方市社会教育委員会会議事務局名簿 ・資料3. 社会教育法（抜粋） ・資料4. 枚方市社会教育委員設置条例 ・資料5. 枚方市社会教育委員会会議運営要綱 ・資料6. 社会教育部所管事務の概要 ・資料7. 平成25年度社会教育部の運営方針 ・資料8. 社会教育法改正に伴う枚方市社会教育委員設置条例 の改正について ・資料9. 枚方市社会教育委員設置条例（改正案） ・参考資料 図書館年報
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育委員の議長及び副議長の選任 ・各委員より今後の課題及び会議の議題等についての提案を事 務局に報告する事を確認した。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録等の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	0人
所管部署 (事務局)	社会教育部社会教育課

審 議 内 容

〈議事内容〉

〈事務局〉 本日は、第33期社会教育委員会議の第1回の会議になりますので、まだ議長・副議長が選任されておりません。議長・副議長が決まるまでは、事務局で進行させていただきたいと存じますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〈事務局〉 では、議事に入りたいと思いますが、まず事務局から本日の委員の出席状況を報告いたします。

〈事務局〉 本日の委員の出席状況は、委員11人中8人の方が出席されています。青野委員、國光委員、中村委員は、所用のため欠席でございます。枚方市社会教育委員会議運営要綱第5条により、現在過半数の出席がございますので、会議が成立していることをご報告いたします。

〈事務局〉 それでは、案件(1)の「議長、副議長の選任について」を議題として審議していただきますが、この件について委員の方から自薦、他薦など何かご意見はございませんでしょうか。

よろしければ、事務局において提案がございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〈事務局〉 それでは、事務局といたしましては、議長には加堂委員に、また副議長には第32期に引き続き石塚委員にお願いしてはどうかと考えております。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〈事務局〉 ありがとうございます。それでは、議長に加堂委員、副議長に石塚委員ということで決定いたします。

議長、副議長を選任していただきましたので、恐れ入りますが、加堂議長、石塚副議長におかれましては、席のご移動をお願いいたします。

それでは、議長、副議長ご就任に当たりまして、一言ずつご挨拶

をちょうだいしたいと存じます。

まず、加堂議長からお願いいたします。

加堂議長

改めまして加堂です。よろしく申し上げます。このお話がありまして、1期させていただきまして、皆さん活発にご意見をいただいたりして、多種多彩なメンバーで有意義にできればと思います。また今期から新たに加わられた方もいろんな経歴をお持ちでまた活発な議論を期待しております。活発といいましても、前回の最後の日もかなり議論になったことでありますけれども、この社会教育といえますのは、教育基本法ができて、教育3つの柱、学校教育、家庭教育、社会教育の中の社会教育を扱うところです。教育委員会のもとに社会教育に携わる社会教育委員委嘱されるということになって、我々が委嘱されているわけですがけれども、社会教育というのは所管が多岐にわたる部署でして、2期の中に私もいろんな他の府レベル、あるいは北河内、大阪北部と、いろんな研修会に参加させてもらいましたけれども、市によって随分多彩な活動をしているところがありました。枚方市に帰ってみますと、ほかにも生涯教育あり、青少年教育あり、やはり社会教育課の仕事は限定されているように思います。その中で、本来の社会教育はわりと自由な委員会活動を通して、そういうことを皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。そういう意味では、前回の32期の主な仕事は、図書館に関するグランドビジョンの検証という感じだったと思うんですけれども、それだけではなくて、また後で社会教育部課の業務の内容が説明されると思いますけれども、その中で何か我々が年に2回、3回集まる中でできることはないかということを考えていただくことを思っています。できるだけ皆さんそれぞれの個性が発揮できて、市の教育行政に何らかのお手伝いをしたい。こういうつもりでしたいと思っておりますので、ご協力のほうよろしく申し上げます。

〈事務局〉

ありがとうございました。続いて、石塚副議長、よろしく申し上げます。

石塚副議長

副議長に選出されました石塚美穂と申します。よろしく申し上げます。

加堂議長のサポートはもちろんのこと、委員会がより充実したものになりますように、精いっぱい務めさせていただこうと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〈事務局〉

ありがとうございました。それでは加堂議長、会議の進行をお願いいたします。

加堂議長 それでは、これから会議進行していきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

 では、最初に本日配っていただいた資料の説明をお願ひいたします。

〈事務局〉 それでは、お手元に配付いたしました資料の確認をお願ひいたします。

 〈事務局より資料の確認を行う。〉

加堂議長 では、次第に従ひまして案件2、枚方市社会教育委員会議について説明を事務局からお願ひします。

〈事務局〉 それでは、本日お配りしております資料の中の資料3、社会教育法（抜粋）、資料4、枚方市社会教育委員設置条例、資料5、枚方市社会教育委員会議運営要綱をご覧ください。

 まず、資料3の社会教育法をご覧ください。社会教育法第15条には「都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる」とあり、「社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する」となっております。

 次に、社会教育委員の職務につきましては、第17条に規定されておひまして、「社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、社会教育に関する諸計画を立案すること」など、ご覧のような職務が規定されておひます。

 次に、社会教育委員の定数等でございますが、第18条に「社会教育委員の定数、任期、その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。」とあります。

 ここで、資料4、枚方市社会教育委員設置条例をご覧ください。社会教育法に基づき、本市においては社会教育委員設置条例を定めておひまして、第2条において、社会教育委員の定数を15名以内と規定していることから、今回11名の方々に委嘱させていただいております。任期については、第3条で規定しておひまして、2年以内となっております。また、重任を妨げないとしておひますので、来期以降も選任されることが可能となっております。ただし、本市におきまして、別途定めておひます枚方市附属機関等の設置等に関する規程において、附属機関の委員の選任基準として、連続5期または10年のいずれか短い期間以内との基準がございますので、この期間を超えての選任はできません。

 続いて、資料5、枚方市社会教育委員会議運営要綱をごらんくだ

さい。先ほどの社会教育委員設置条例に基づき、本市では枚方市社会教育委員会議運営要綱を定め、ここで議長・副議長を置くことや、委員の過半数の出席を得て会議を開くことができることなどを規定しております。枚方市社会教育委員会議は、本要綱に基づき運営されております。

簡単な説明ではございますが、枚方市社会教育委員会議の取り扱いについてのご説明は以上でございます。

加堂議長 ありがとうございます。では、ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご質問やご意見はないでしょうか。

(「なし」の声あり)

加堂議長 では、続きまして、案件3、枚方市の社会教育について、事務局から説明をお願いいたします。

〈事務局〉 まず、枚方市教育委員会事務局と社会教育部についてご説明をいたします。

枚方市教育委員会事務局には、教育委員会全体の総務的な役割を担う管理部、学校教育を所管する学校教育部、そして本市の社会教育を担う社会教育部の3部がございます。社会教育部につきましては、先ほど各課長を紹介いたしましたとおり、社会教育課と文化財課、スポーツ振興課、中央図書館の4部署で構成されております。

続きまして、各課の所管事務と昨年度の事務概要、今年度の運営方針についてご説明させていただきます。

それでは、初めに、社会教育課についてご説明させていただきます。資料6の社会教育部所管事務の概要をご覧ください。

資料1ページの一番上に、社会教育課の事務分掌を挙げております。社会教育課におきましては、社会教育に係る調査研究、企画、立案、家庭教育、成人教育、社会教育における人権教育、はたちのつどい、社会教育委員に関すること、PTA協議会との連絡調整、図書館の予算執行の事務を行っております。

続いて、2ページの下段、平成24年度主要施策の成果と課題の社会教育課のところをご覧ください。この部分につきましては、当該年度の各課の主要な施策を挙げて、その成果と課題をお示しした部分でございますが、社会教育課では、平成24年度の主要な施策として、枚方市成人祭「はたちのつどい」と家庭教育支援事業の2点を挙げさせていただきました。

枚方市成人祭「はたちのつどい」につきましては、校区コミュニティや新成人、小中学校長等の委員で構成する成人祭の見直し検討

委員会においてご検討いただいた結果を踏まえ、本年1月14日に開催いたしました。

家庭教育支援事業につきましては、さまざまなセミナーや講座を実施し、広く子育てに関する悩みを抱えておられる親御さんをサポートするため、子育てに関する情報と親同士が情報交換し、思いを共有できる場を提供いたしました。

それでは、続いて社会教育課の平成24年度事務概要をご説明させていただきます。4ページの平成24年度事務概要の社会教育課の部分をご覧ください。

(1)の社会教育人権講座等開催経費のところでは、いじめをテーマにした社会教育人権啓発事業、地域振興部の補助執行の形で実施しております朝鮮語教室、次のページに移っていただきまして、講座「生きること」のうち、移植経験者の会ラポール代表の杉本さんによる「命をつなぐ贈り物」と題した講演など、各事業に取り組みました。

続いて、(2)の枚方市日本語・多文化共生教室「よみかき」につきましては、朝鮮語教室同様に、地域振興部が補助執行する形で、市内の各生涯学習市民センターにおいて実施しております。

(3)の社会教育主催事業でございますが、成年後見制度を取り扱った社会教育基礎講座や、子育て世代の親をサポートするごらんのような家庭教育支援事業を実施いたしました。

6ページに移っていただきまして、(4)の成人祭「はたちのつどい」実施事業のところでは、成人としての自覚を促すとともに、地域全体で新成人を祝福するため、地域の市立19中学校で成人祭を実施し、対象者4,249人に対して3,032人、約71%の参加をいただきました。これは、かつて1カ所で実施していたころの平均参加率の62%よりも高く、地域分散方式の成人祭として既に定着していると考えております。

それでは、資料7、平成25年度社会教育部の運営方針をご覧ください。

これは、平成25年度の社会教育部全体の運営方針を定め、さらに各課の主要な取り組みについてまとめたものですが、最初に社会教育部全体にかかわることについてご説明いたします。

まず、基本情報としての担当事務と職員数については、ご覧のようになります。基本情報の欄に載っている部分になります。

続いて、部全体としての基本方針でございますが、平成25年度につきましては、市民ニーズの把握に努めて、事業等に反映させることにより、市民満足度の向上を図ることで、教育委員会の基本目標である「まなびを支え心をつなぐ社会教育」、「スポーツ活動の活性化」、「生涯学習を支援し、情報活用環境を高める図書館サービス」

の達成を目指します。

あとは、各課の課題が続きますので、裏面に移っていただきまして、右上の業務改善運動のテーマ・目標のところを見ていただきまして、こちらは行政改革・業務改善の一環として取り組むものでございまして、市民対応における市民満足度の向上と省エネ意識の向上を掲げております。

また、右側中段の組織運営・人材育成のところでは、研修による資質の向上や市民目線に立った事務改善を部として図ってまいります。

広報・情報発信に関しましては、市のページやさまざまな媒体を用いて広く情報を発信してまいります。

続いて、部の運営方針の中の社会教育課関連方針についてご説明いたします。もう一度資料7の表面の左側下段、重点施策・事業につきましましては、社会教育課所管分で申しますと、資料右上の社会教育課主催事業になりますが、「人が地域で生きていく上で必要な社会制度等に関する情報や知識等を学ぶ機会を提供するため、講座や講演会を開催します」という施策を掲げております。今年度既に昨年同様の親学習講座やエンディングノート、任意後見、遺言をテーマにした講座などを実施しております。

次に、裏面に移っていただきまして、行政改革・業務改善のうち、行政改革実施プラン（前期）の改革課題の関係で申しますと、社会教育課関連では、28番の生涯学習施策と図書館の効率的な管理運営の部分を担当しております。今後の管理運営方針について、現在、生涯学習課と関係課と協議を進めております。

次に、下段の事務事業総点検に係る対応といたしましては、昨年社会教育主催事業について、生涯学習課が実施する事業との切り分けについて意見がございましたので、今後、生涯学習課との連携を強めて、効果的な事業企画を行ってまいります。

以上、簡単ではございますが、社会教育課の平成24年度の主要施策の成果と課題と事務概要、並びに平成25年度の運営方針についてご説明させていただきました。

〈事務局〉 それでは、引き続きまして、文化財課の主要施策の成果と課題と事務概要についてご説明いたします。

もう一度資料6の所管事務の概要をご覧ください。1ページ目中段、文化財課の事務分掌を上げております。文化財課では、文化財に係る調査研究、保存及び活用、埋蔵文化財の発掘調査、市史編さん、旧田中家鋳物民俗資料館及び枚方宿鍵屋資料館、文化財保護審議会、枚方市文化財研究調査会に関する業務を行っております。

次に、3ページをお開きください。3ページの冒頭、文化財課の

ところをごらんください。平成24年度主要施策の成果と課題でございますが、文化財の整備と啓発普及について挙げております。整備については2点挙げておりまして、特別史跡百濟寺跡の再整備事業では、平成17年度から実施しております発掘調査の8年目に当たる平成24年度の調査成果としまして、講堂、食堂の建物基壇の残存構が明らかになったほか、多様な種類の埴仏が見つかっております。

②の楠葉台場跡保存整備事業では、台場内の遺構等の確認と遺構面の深さの確認など、史跡保存の検討のための発掘調査を実施しました。

啓発普及事業では、平成20年度から5年間の計画で毎年開催しました交野ヶ原をテーマにした歴史シンポジウムの最終年度としまして、「総括！交野ヶ原」と題したシンポジウムを開催しました。

次に、平成24年度の事務概要ですが、6ページをごらんください。6ページ中ほど、文化財課のところがございます。

まず(1)文化財発掘調査の状況でございますが、個人専用住宅の建設に先立つ調査の一覧を掲載しております。埋蔵文化財発掘調査に要する費用につきましては、原因者、事業主が負担することが原則でございますが、個人の住宅の場合は、国庫補助を導入し、公費で行うこととしております。この表の2段目、九頭神遺跡、少し大きいスペースをとっておりますが、この九頭神遺跡の調査のほかは、試掘調査のみで完了しております。

次に、7ページでございますが、範囲内容確認調査でございます。府史跡田口山遺跡と先ほどご説明しました国史跡楠葉台場跡・楠葉中之芝遺跡の2件で、範囲内容の確認調査を行っております。

次に(2)発掘調査の現地説明会は、平成24年度2回開催しております。来場者はこのようになっております。

(3)文化財保護委託事業は、この表のうち1段目から3段目までは、枚方市文化財研究調査会に委託をしております。下の2つは、元興寺文化財研究所に委託をしております。

(4)指定管理事業でございますが、文化財課で所管しております2つの資料館につきましては、旧田中家鋳物民俗資料館は枚方市文化財研究調査会、枚方宿鍵屋資料館は枚方文化観光協会が指定管理者として管理運営を行っております。

(5)埋蔵文化財事務処理件数でございますが、周知の埋蔵文化財包蔵地、いわゆる遺跡の範囲内で開発行為、建築工事等を行おうとするときは、文化財保護法に基づく届出が必要でございます。その届出の年間の処理件数がこのようになっております。

(6)文化財展示会は、きらら、この建物の2階に展示ルームがございます。ここで開催しております。毎年2回程度展示替えを

行っております。現在は、枚方の歴史というテーマで、市内の発掘調査で出土した遺物を年代的、通史的にたどれるように展示しております。

8ページをごらんください。(7)文化財啓発普及事業、先ほどご説明した歴史シンポジウム以外にも、親子を対象にした「ひらかた歴史探検隊」などのような事業を行っております。(8)体験工房主催事業でございますが、これは旧田中家鋳物民俗資料館管理棟に設けております体験工房で行う各種のものづくり講座でございます。

9ページをご覧ください。(9)文化財説明板の設置等でございますが、市内の史跡、遺跡等に約100本ほど文化財説明板を立てておりまして、予算の範囲内で新設や立替えを行っております。

続きまして(10)、平成24年度に文化財課が発行した刊行物でございます。

(11)は、これまで発行した刊行物も含めた売上金額となっております。

(12)は2つの資料館の入館者数です。

(13)枚方市指定文化財の補助金交付額でございます。枚方市文化財保護条例に基づきまして、市指定文化財の所有者等に管理のための補助金を交付しております。有形文化財は1件2万円、建造物は4万円を交付しております。

10ページをご覧ください。(14)文化財の寄贈・寄託でございますが、高札から懐紙挟入り古文書までが寄託でございます。その下はすべて寄贈を受けたものでございます。

(15)は、市史関係・照会利用状況でございます。中央図書館5階にございます市史資料室で対応したレファレンスの状況でございます。

(16)は市史関係の資料収集状況、(17)は市史関係の刊行物の売上金額となっております。

11ページをご覧ください。(18)は古文書講座でございます。枚方に残る近世文書をテキストにしまして、初心者を対象とする入門講座、レベルを少し上げました中級講座を毎年各1回開催しております。

(19)は、市史担当が参加する連絡会、研究会の状況でございます。

次に、資料7の社会教育部の運営方針、1枚目をご覧ください。左下の重点施策・事業をご覧ください。

まず、登録文化財制度創設事業でございます。これは市指定には至らない文化財につきまして、より幅広い文化財保護の網をかけ、市独自の緩やかな制度として、登録文化財制度を創設するものでご

ございます。枚方市登録文化財に関する要綱を制定しまして、この10月1日に施行したところでございます。

次に、特別史跡百濟寺跡再整備事業でございます。平成25年度は発掘調査が最終年度となっております。去る11月11日から調査を始めたところです。また、再整備の基本計画、基本設計の策定に着手しております。

次に、裏面をごらんください。行政改革・業務改善のうち、行政改革実施プランの改革課題では、枚方市文化財研究調査会と文化財課役割分担等について、見直しを検討することとしております。事務事業総点検に係る対応ですが、左下の真ん中に、古文書講座開催事業となっております。これは現在、テキスト等の資料代として受講者に500円負担してもらっておりますが、今後、受益者負担の考え方に立って、受講料の徴収を検討するため、受講者アンケート等を実施しております。

以上、簡単ではございますが、文化財課の説明とさせていただきます。

〈事務局〉 続きまして、スポーツ振興課の主要施策の成果と課題と事務概要についてご説明をさせていただきます。

資料6、中段のスポーツ振興課の欄をご覧ください。

まず1、社会体育及びスポーツレクリエーションに関すること、2、学校体育施設の開放に関すること、3、スポーツ推進委員に関すること、4、野外活動センター、総合スポーツセンター、市民体育館、伊加賀スポーツセンター及びサプリ村野スポーツセンターに関すること、5、枚方体育協会に関すること、その下に、直営施設でございます野外活動センター、伊加賀スポーツセンター、次へ移りまして、サプリ村野スポーツセンターにつきましては、それぞれの施設及び附属設備の使用許可に関すること、及びそれぞれのセンターの教室等の事業実施に関することということで、別件で挙げさせていただきます。

続きまして、平成24年度の主要施策の成果と課題についてでございますが、3ページをご覧くださいまして、こちらの中段にスポーツ振興課の欄がございます。

まず1点目、スポーツ施策の推進についてということですが、3点、「トップアスリートとのふれあい事業」、「各種スポーツ大会等開催事業」、「市民スポーツカーニバル開催事業」を挙げておりますけれども、その中でトップアスリートとのふれあい事業につきましては、トップアスリートとふれあうことによりまして、青少年の健全な育成、子供たちにスポーツに対する関心を高め、夢を育む事業といたしまして、「子ども夢基金」を活用し、平成24年度は、北

京、アテネと2大会連続オリンピック出場されました廣田遥さんによるジュニアトランポリンクリニック、全日本卓球選手権に史上最年少の9歳で出場しました平野美宇選手によるジュニア卓球体験教室を開催いたしました。

続きまして、2番のスポーツ施設の整備についてでございますが、サプリ村野スポーツセンター、伊加賀スポーツセンターの整備事業を挙げております。

まず、サプリ村野スポーツセンターですが、平成13年度から暫定利用を行ってきましたサプリ村野の体育施設につきまして、平成24年3月に策定いたしましたサプリ村野施設活用計画に基づきまして、より多くの市民が利用できる施設としまして、平成24年度で整備を行い、平成25年4月から供用開始させていただいております。

次に、伊加賀スポーツセンターですが、平成23年4月からテニスコート5面、駐車場、グラウンドの供用を開始してはりましたが、平成24年度に体育館の改修、テニスコートの夜間照明設置工事などを行いまして、こちらも平成25年4月よりグラウンドオープンをいたしております。

続きまして、事務の概要について説明させていただきます。11ページをご覧ください。こちらも中段にスポーツ振興課の欄がございます。

まず(1)、各種競技大会等参加状況といたしまして、枚方体育協会に委託実施しております枚方市総合体育大会、枚方市長杯争奪軟式野球大会などのほか、北河内地区総合体育大会、大阪府総合体育大会などには、代表選手を派遣しております。

(2)の各種大会、教室開催状況としまして、事務局を担っております枚方レクリエーション協会に委託実施しました市民ハイキングや市民ソフトバレーボールのほか、毎年体育の日に開催しております市民スポーツカーニバルなどの参加状況を掲載しております。

12ページをご覧ください。(3)学校体育施設の開放になりますが、小学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で開放し、幅広い市民にスポーツを楽しんでもらっております。こちらには、年間利用回数と年間利用実数を掲載いたしております。

続きまして、一番下段の、(4)村野分館体育施設年間利用状況についてでございますが、先ほどのサプリ村野の改修のところでご説明させていただきましたが、こちらは平成24年度は施設工事のため休館となっております。

次をご覧ください。こちらの13ページから14ページにかけては、枚方体育協会が指定管理者として管理運営を行っております。

す総合体育館、陸上競技場及び藤阪テニスコートの団体、個人の利用状況、利用率、教室の開催状況などを掲載いたしております。

続きまして、17ページから18ページにかけては、同じく枚方体育協会が指定管理者として管理運営を行っております枚方市立市民体育館の団体、個人利用状況、利用率、教室開催状況などを掲載いたしております。

18ページから19ページにかけては、(9)としまして、野外活動センターの利用状況や教室の開催状況、19ページの下段淀川河川敷グラウンドの利用状況、20ページに、伊加賀スポーツセンターの利用状況を掲載いたしております。

続きまして、資料7の社会教育部の運営方針の中のスポーツ振興課関連の方針についてご説明させていただきます。

最初に1番、重点施策・事業についてですけれども、右の方に移っていただきまして、トップアスリートとのふれあい事業を挙げております。こちらの内容につきましては、先ほどご説明させていただいたとおりでございますが、今年度につきましては、8月にロンドンオリンピック200メートルバタフライの銅メダリストであり、400メートルメドレーリレーの銀メダリストの松田丈志選手、アテネオリンピック200メートルバタフライ銅メダリスト、中西悠子さんによりましてジュニア水泳体験教室を開催いたしまして、来年1月には、2011年ワールドカップ優勝、2012年ロンドンオリンピック銀メダルを獲得いたしましたなでしこジャパンの丸山桂里奈選手によるジュニアサッカー体験教室を予定しております。

裏面に移っていただきまして、行政改革・業務改善のうち、行政改革実施プラン(前期)の改革課題のスポーツ振興課関連でございます、まず19番、市有財産等の有効活用の中で④としまして、野外活動センター活用計画の策定がございますが、こちらの課題につきましては、現在進入路の整備や野外活動センターの活性化に向けて取り組んでいるところでございます。

続きまして27番、市内スポーツ施設の管理運営の一元化でございますが、現在市内のスポーツ施設につきましては、総合スポーツセンター、市立市民体育館と先程説明させていただいたスポーツ振興課の所管体育施設、スポーツ施設と王仁公園、中の池、香里中央のグラウンド、王仁公園のテニスコートなどの公園みどり課所管の施設がございますが、管理運営体制の一元化につきましては、現在課題整理など含め、検討・協議を行っているところでございます。

続きまして、29の外郭団体等における中期的な経営プランの策定がございます。公益財団法人枚方体育協会につきましては、既に2012年に経営プランの策定がされていますけれども、今後の役

割分担等につきましては、現在協議等を行っているところでございます。

続きまして、37番、指定管理者制度の導入拡大がございますけれども、伊加賀スポーツセンターにつきましては、この11月に指定管理者選定委員会に指定候補者選定の答申を受けまして、この12月議会に諮りまして、決定される予定をしております。

最後に44、施設の使用料見直し、③としまして、市立学校・園の施設開放事業でございます。現在、私どものスポーツ振興課所管の、主に土日、祝日の体育施設開放に伴う市立小中学校体育施設開放事業、学校規模調整課所管の、主に平日、夜間の教室とか体育施設開放に伴う市立学校園施設開放事業がございまして、そちらの事業統合であるとか、電気使用料等の実費相当額の負担等について、課題整理を含め、現在協議、検討を進めているところでございます。

以上、簡単ではございますけれども、スポーツ振興課の説明とさせていただきます。

〈事務局〉 続きまして、中央図書館の主要政策の成果と課題と事務概要についてご説明させていただきます。

本市では、現在図書館8館、分室11館、自動車文庫1台により市内全域サービスを展開しています。具体的な施設の名前や住所などにつきましては、資料6の31ページ、所管施設の概要に載せておりますので、後でご覧ください。

では、資料6、社会教育部所管事務の概要からご説明したいと思います。中央図書館2ページ目に載っていますので見てください。

中央図書館は、図書館サービスに係る企画及び統計、教育と文化の発展に係る図書館事業の実施、読書案内・レファレンス、図書館資料の選択、貸し出し、受け入れ、整理、修理、保存及び除籍、図書館及び類縁機関との相互協力・連絡調整、地域の読書活動の援助、自動車文庫の運営に関する事務を行っています。また、香里ヶ丘図書館、楠葉図書館、菅原図書館、蹉跎図書館、御殿山図書館、牧野図書館、津田図書館は、分館という位置づけになっております。ここでは、図書館事業の実施、読書案内・レファレンス、資料の選択、貸し出し、受け入れなどの事務を行っています。なお、平成24年度から教育委員会の改変によりまして、図書館は社会教育部が所管する教育機関となりました。図書館の総務事務は社会教育課に、市史編さんに関する事務は文化財課へ移管となっております。

続いて、3ページの下段、平成24年度の主要施策の成果と課題の図書館のところをごらんください。平成24年度の主要施策として、1、市民の生涯学習支援、2、図書館資料の計画的・系統的収集、3、市民のニーズに応えた、だれもが使いやすい図書館づくり、

4、適切な蔵書管理の4点を挙げています。

そのうち、1、市民の生涯学習支援では、①図書館利用者層の拡大として、図書館のPRと中央図書館2階子どものフロアの平日の開館時間の延長、②子ども読書活動の推進について、第2次枚方市子ども読書活動推進計画の策定、中高生の読書活動推進への取り組みを挙げています。

4ページに参ります。2の図書館資料の計画的、系統的収集では、①図書館資料の充実として、蔵書計画に基づく図書館資料の計画的な収集、及び枚方について書かれた資料や枚方が登場する資料、また枚方にゆかりのある人が書いた資料など、枚方地域コレクションと言っておりますが、②このコレクションの構築、専門的なレファレンスの実施、そして③だれもが使いやすい図書館づくりでは、障害者、高齢者への読書支援として、対面読書、手話で楽しむおはなし会の実施、録音図書や大活字本の貸し出しなどの障害者、高齢者サービスの実施、また②情報通信機器を活用した商用オンラインデータベースや、ボランティアの図書館活動へ参加していただく体制づくり、社会教育委員会議で枚方市立図書館第2次グランドビジョンの進捗状況についてご意見をいただいたことを挙げております。

最後の4では、適切な蔵書管理としまして、長期延滞者に対する貸し出し制限を、平成24年5月から実施しました。

それでは、続きまして図書館の平成24年度事務概要についてご説明いたします。20ページの下段から、図書館の具体的な実績が載っていますのでごらんください。

(1) 受け入れ図書冊数でございますが、図書館ごとに購入冊数と寄贈での受け入れ冊数の数字を計上しています。最後の計が枚方市全体での数字になります。購入冊数が3万5,897冊、そして寄贈による受け入れ冊数が1万3,924冊、合わせて4万9,821冊となっています。

21ページをごらんください。(2)の各部門別利用状況でございますが、ここに蔵書数、貸出数、実利用者数、延べ利用者数などを図書館ごとに示しております。

最後のところを見ていただきますと、枚方市全体の蔵書冊数では125万4,700冊です。また、全体の貸出冊数では391万2,063冊、全体の実利用者数は7万9,524人となっています。なお、実利用者数とは、年度中に1回でも貸し出しのあった利用者の数であり、それぞれの館で挙げております実利用者数の合計が全体の合計にはなっておりません。

最後の全体の延利用者数を見ていただきますと、120万6,408人となっています。

次は、23ページ中段のところですが、(5) 障害者サービスの

状況を載せております。平成24年度の貸出数は、点字図書が176タイトル、録音図書が6,578タイトルとなっております。④の障害者対面読書の実施回数ですが、平成24年度は375回実施しました。また、25ページからは、図書館の主催行事を載せております。時間の関係ですべてご紹介することができませんので、こんな事業をやっているのだなということでご覧ください。

では、資料7に移ります。平成25年度社会教育部運営方針の重点施策・事業の図書館所管分では、子ども読書活動推進事業と図書館サービス推進事業が該当しております。

子ども読書活動推進事業では、学校図書館との連携の推進を、また図書館サービス推進事業では、レファレンスサービスの市民への周知を挙げています。

続きまして、裏面の下段、〈事務事業総点検に係る対応〉のところでございますが、図書館運営事業として、中央図書館、分館、分室の各図書館施設と自動車文庫について、サービスにおける最適な役割分担や配置を検討することに取り組んでいるところでございます。また、本日事務局からお配りしています資料の中に、「図書館年報2013」がございます。経年ごとに示した非常に詳しいデータも載っておりますので、ぜひお持ち帰りになってごらんいただけたらと思います。

以上、簡単ではございますが、図書館についてご説明させていただきました。

〈事務局〉 平成24年度社会教育部各課の主要施策の成果と課題、並びに事務概要については以上でございます。

加堂議長 何か疑問、質問、説明で聞きたいことだとかございましたら、お願ひしたいのですが。今日、初めて参加される方には、市内でされているいろんな活動なども含めて。もちろん皆さんは、今おっしゃっていたような社会教育の諸活動や情報とかは、わりとよく知っておられるわけですね。

森山委員 いや、私もPTA会長をさせていただきましたが、そんなに知っているというわけではございませんけれども、逆に図書館とかそういうところまで社会教育に入っているのだなと思って、改めてお伺ひしました。

加堂議長 同じ質問で、嶋田委員どうですか。

嶋田委員 私も先ほどいろいろ聞かせていただいて、いろいろなことをやっ

ているのだなというように感じました。

加堂議長 服部さん、どうでしょうか。

服部委員 いろいろと大変だなと改めて思いました。

加堂議長 西田さん、いかがでしょうか。

西田委員 そうですね。聞かせていただいて、初めていろんなことを知りましたので、これからいろいろ参考にさせていただきたいと思えます。

加堂議長 前日も聞いたと思うんですけども、あまり頭に入っていないんです。図書館でこういう活動があるとか、スポーツ、文化全体の行事とか、皆さん市の広報とか確認できるのですね。

〈事務局〉 広報に載っていますね。ホームページとかそういうところでも、なるべく情報を発信するような形でさせていただいています。

加堂議長 松浦先生は、そういうことは今まで関心を持って見られたことはございませんか。今のような行事につきまして、例えばホームページを見るとか、市から配信された資料とかで見えますでしょうか。

松浦委員 特に詳しく見たことはないのですけれども、質問というか、詳しく教えていただきたい。細かく見れば実はわかるのですけれども、大きな観点というか、文化財課、スポーツ振興課の中でもちょっとお話があったのですけれども、指定管理者の制度ですね。基本的に各自治体にさまざまな指定管理のやり方があると思うのですが、おそらくいろんな考え方があると思うのですけれども、枚方市としての基本的な考え方、あるいは文化財課、スポーツ振興課で何か違いがあるのかどうかを含めて概要を教えてください。特に、先ほどの文化財課の中でもスポーツ振興課の中でも、事業の分担のようなことに何か少し問題があるのかなというニュアンスを感じましたので、その辺の基本的な考え方を教えていただければと思うのですが。

〈事務局〉 文化財につきましては、資料館2つが指定管理者制度でございます。いわゆる特定と公募とございまして、旧田中家鋳物民族資料館は公募を行っております。鍵屋資料館は、特定ということで枚方文

化観光協会が、特定をしている理由ですけれども、ここは資料館展示施設だけではなくて、当初の料亭の建物を利用したものでございまして、63畳敷の大広間がございまして、ここを使って、資料館活動だけではなくて枚方宿のにぎわい、活性化するための事業を観光協会と一緒にやっていこうという観点がありまして、文化観光協会が行っているわけです。

旧田中家につきましては、一応公募はしたのですが、実際には指定管理者制度になる以前から、ここは従来から文化財研究調査会が委託を受けておりました。それで、指定管理者制度になりまして公募をしたのですけれども、資料館には学芸的なものがあります。資料収集あるいは研究というところがございますので、公募はしたものの、研究調査会が指定管理を受けているという状態になっています。ただし、この旧田中家につきましては、今年度は指定管理を更新する年度に当たっていたのですけれども、これも、もともと枚方上之町にありました近世の鋳物工場とその主屋を移築復元したものでございまして、建物自体が大阪府指定有形文化財になっているのですけれども、移築したのが昭和50年ころでございまして、耐震の関係で課題があるのではないかという指摘があったために、今回、公募をしますと5年間の指定管理期間というものがあるのですけれども、その間に耐震工事をする可能性があるということで、来年度からは指定管理ではなくて市の直営で管理するという形になっております。

松浦委員 旧田中家に関しては、指定管理者の公募を行ったけれども、結局公募に応じたのは1機関だけだということですか。それで、今のお話だと、修理のこともあって直営に変えるということですね。それは、一定期間ではなくて完全に組織替えということでしょうか。

〈事務局〉 今回更新せずに直営にする。その期間については、今後どういう形で耐震工事をするのかということを含めまして、まだ決まっていはいないということです。いつから指定管理に戻すかということについても、まだ決定しておりません。

松浦委員 枚方宿はとりあえず固定で、しばらくそれはそういう方向ですね。

〈事務局〉 これは、特定で指定管理を運用すると3年ということになっておりまして、3年ごとに更新するという形になっています。次回、特定にするのか公募にするのかというのはまだ決定はしておりませんが、現在は特定ということになっております。

松浦委員 文化財保護というのは非常に長期的な見通しでなければならぬことなので、指定管理者制度の問題はさまざまところで言われていると思いますので、少し伺いたかったことなのではけれども、大体内容はわかりました。

スポーツ施設も同じような状況かと思います。

〈事務局〉 スポーツ振興課の所管、まず総合スポーツセンター、市民体育館、こちらの2施設につきましては、平成18年から指定管理者制度をいずれも公募で行っております。まず平成18年から20年の3年間行いまして、その後に、また平成21年から25年の5年間につきましても、公募で行っております。次年度からその2施設が指定管理の期間が切れるということと、この4月にオープンいたしました伊加賀スポーツセンター、本年度は直営ですが、次年度に向けまして、今回は総合スポーツセンター、市民体育館の2つと合わせて伊加賀スポーツセンターも公募を行い、現在選定が終わりましたので、この議会において議決されれば、候補者が決定するという流れになっております。

松浦委員 基本的には公募でされるということですね。公募のときに何団体ぐらい手が挙がったかということではけれども。

〈事務局〉 平成18年から20年については、2社から手が挙がったと聞いております。平成21年から25年については、公募を行いました。最終、現在管理運営を行っております体育協会以外にはなかったということでございます。平成26年につきましては、選定期間中で、まだ決定はされておられません。

加堂議長 ほかにご質問は。

志保田委員 僕も指定管理で尋ねるのですが、まず新しい方もおられると思うので、指定管理とは何なのか、指定管理をなぜ選ぶのかと、そういった点が最初に総合的に問われるべきだと思うんですね。その後の具体的な制度設計は、文化財とスポーツ振興と言いましたが、この1枚ものを見ていますと、図書館もそのケースに入るという流れにあるんですね。そういったことで、図書館に関しましては、世間で一般に非常にゆゆしき問題だと言われております。そういったことについてお答えいただきたいのですが、まずは指定管理者とは何か、指定管理を選ぶ理由と、それを戻す理由と。例えば、文化財の場合だったら、戻ったりしなかったりしていますよね。それは結局、文

化財自身が非常に内容に食い込んだ仕事であるからと拝察するんですけども、図書館もそういうところがあるんじゃないかと。そういったところで、総合的なお答えをちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。

加堂議長 大きな問題ですから。

志保田委員 指定管理とは何か、なぜ選ぶのか。どの部署に、それをなぜ。

〈事務局〉 今、市全体としては、各施設が効果的、効率的な運営をしていかなければならない中で、従来の直営という方式、それから専門的なノウハウを持った指定管理者の運営というのがあります。市としましては、最善の方法をとっていきたいと考えています。本市として、本来行政が担わなければならない部分は、行政が担っていかなければならないと考えています。それぞれの部署において検討を行い指定管理を導入しているということがあります。今後、指定管理施設のモニタリング等の検証を行い、これからの指定管理をもう少し議論していかなければならないし、検討もしていかなければならないと考えております。ただ、スポーツ施設であるとか文化財の施設については、一定の検討をした上で指定管理を導入しており、今後につきましては、やはり施設というのは老朽化もしていきますし、いろんな面でリスクもかかってきます。そのような中で、指定管理というのはどうしていくのかというのは、当然行政として考えた上で、次のステップを踏まなければならないと考えております。

志保田委員 その点は理解しているんですが、ちなみにPFIというのがありました。そういったものはお考えになっていないのでしょうか。

〈事務局〉 以前、検討には上がっておったんですけども、検討していく中で、実施に至っていませんでした。枚方市教育委員会では、小学校、中学校のエアコンを導入した経過があり、そのときにはPFI方式にて、整備を行いまいた。若干の問題があるのが、いわゆる新しく設置するのはそれでいけるのですけれども、もともとエアコンがついていた部分についてもPFIに乗せると、いろんな手続上の問題がありまして、そこが今問題にはなっているんですが、実際にPFIを導入して、全小中学校の教室にエアコンが導入されたというのは、これは1つの成果で、教育委員会としてはよかったというのがあります。

加堂議長 ほかの方、よろしいでしょうか。石塚さんはよろしいですか。

石塚副議長 特にないです。

加堂議長 続きまして、案件４、「社会教育法改正に伴う枚方市社会教育委員設置条例の改正について」でございます。よろしくお願いいたします。

〈事務局〉 それでは、資料の８、社会教育法改正関係資料をご覧ください。社会教育法につきましては、今年６月に一部改正がございまして、来年４月１日に施行されることになっております。本改正は、地方が主役の国づくりを目指すという地方分権改革推進委員会の勧告を受けました、通称「第３次一括法」と呼ばれる「地域の自主性及び自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」第１５条の規定により行われたものでございます。

改正の中身につきましては、資料の改正後と改正前の新旧対照表のとおりでございますが、第１５条第２項については、従来社会教育委員の委嘱基準として、「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会から委嘱する」と、社会教育法においてその委嘱の基準が定められておりましたが、法改正後は「社会教育委員は教育委員会が委嘱する」に変更され、委嘱基準が削除されました。これに合わせて、第１８条において、従来「社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める」となっておりましたものが、法改正後は「社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする」と変更され、従来、法で定められていた社会教育委員の委嘱基準を、文部科学省令で定める基準を参酌して、各自治体が条例で定めることとなりました。

ここで、資料下部の３、文部科学省令で定める参酌する基準のところをご覧ください。

今回、社会教育委員の委嘱の基準について条例化するに当たり、参酌すべき基準として、文部科学省は「社会教育法第１８条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から委嘱することとする」という基準を示しました。

この基準は、従来社会教育法第１５条で定められていきた基準をそのまま参酌すべき基準として示したもので、内容に変更はございません。ただ、法により定められた基準が参酌すべき基準となった

ことで、参酌はしなければならないものの、自治体が基準を定めることができるようになったことが、このたびの法改正の改正点でございます。

それでは、次に資料9、枚方市社会教育委員設置条例（改正案）をごらんください。

ただいまご説明いたしました法改正等を受けまして、改正いたします本市の社会教育委員設置条例の改正案を示しましたものが資料9でございます。

現在まで、社会教育委員の委嘱の基準については、条例による定めはございませんでしたが、このたび第2条第2項に委嘱の基準を定める条項を定め、委員は次に掲げるもののうちから、教育委員会が委嘱するとして、以下に第1号として、学校教育及び社会教育の関係者、第2号として、家庭教育の向上に資する活動を行う者、第3号に学識経験のある者といたします。この第2条第2項の中身は、文部科学省令において参酌すべき基準として示された中身と同じものでございます。

本市においては、従来社会教育委員として学校教育分野、社会教育、家庭教育関係者、学識経験者それぞれの方々にバランスよくご就任いただいております。また、社会教育、家庭教育の分野の方々につきましては、枚方市内に存在する各団体からご推薦いただいております。また、それぞれの専門分野からのご意見とともに、枚方市民の意見としてもご意見を伺ってまいりました。

従来、社会教育法第15条に規定される委員の委嘱基準に基づき、枚方市社会教育委員の選任を行ってまいりましたが、このようにバランスのとれた委員構成がなされている本市の社会教育委員の委嘱状況を見た場合、あえて委嘱基準を変更しなければならない理由が見当たらないことから、委嘱基準の条例化に当たっては、参酌すべき基準をそのまま採用させていただきました。

今後のスケジュールといたしましては、来年2月の教育委員会定例会における教育委員会としての意思決定と、市議会文教委員協議会における説明を経て、3月の市議会定例会に上程され、4月1日に施行される予定となっております。

社会教育法改正に伴う枚方市社会教育委員設置条例の改正についてのご説明は以上でございます。

加堂議長

ただいまの説明で何かご質問ないでしょうか。この名簿に書かれていますように、我々はどういうふうに使われているかということですが、今変わりますけれども、内容的には、基本的に変わらないということですね。

〈事務局〉　そうですね。法律で決まっていたものを条例に落とすだけで、枚方市としては別に内容を変える必要はないだろうということで、そのままでもいいのではないかとということでございます。

松浦委員　基本的に現状で問題が見当たらないのでそのまま残すということですね。ちょっと教えていただきたいのは、定員15名のうち現在11名になっている理由はどういうところにあるのでしょうか。

〈事務局〉　最大15名までということで、その中で事務局としてこれぐらいの人に入っていたきたいというふうに決めた結果として11名になっております。15名入れなければいけないというものではなくて、事務局として必要な方々を入れた結果が15名を超えてはならないという考え方で、現在11名というふうに考えております。

松浦委員　それはよくわかるんですけども、15名以内ということは大前提としてわかるんですけども、現在11名になったということに、もし何か特別なことがあれば教えていただきたいと思います。

〈事務局〉　いや、各分野から入っていただいて、その結果として11名です。

〈事務局〉　従来、これまで30何期の間に決めていただいた委員の人数が大体十何名という範囲の中で、まずそこから青少年部門が抜けたこともありますけれども、その部分で今の委員の構成をした段階で11名と。今までからそういう形の12、3名という形になっていたと思います。

松浦委員　つまり今回の改正、条例に落とすに当たって、今ご説明あった1号、2号、3号と3つに分かれますね。3つのグループの中でのバランスというのがあるのかどうかということが聞きたかったのですけれども。15名の中で、バランスいい、円滑な運営をするための構成として、さらにこういう法律がありますからと、そのことを参酌した上で条例に落とすと。条例の中で、さらにバランスよく運営されていくかどうかと考えた結果、考え方として、例えば1つのブロックについて、4名ずつで3グループだったら12名になるわけですね。例えば5名だったら15名になるわけですがけれども、そのような何らかの明確な基準になるかどうかをお聞きしたかったのです。

〈事務局〉　そのような明確な意図を持って11名の方にご就任いただいた訳ではなく、各分野からできるだけ満遍なく入っていただきたいとの

思いでご就任いただきました。

委員としてご就任いただく際、その時々テーマがありました場合は、テーマに沿った委員構成にしたこともあろうかと思いますが、現在は特定のテーマがない状態で委員にご就任いただいている状況ですので、できるだけ満遍なくという形で考えております。ただ、委員を構成する各分野につきまして、例えば学校教育分野ではお二人いらっしゃいますが、家庭教育分野についてはPTAからお一人だけということで、そのあたりの精査は検討が必要かと思いました。

加堂議長

こういう委員会の構成というのは、ある程度対立する2つの立場があつて、これは対立があつて、その中で我々が仲介に入ると、こういうシステムではないと思いますので、先ほど説明がありましたように、枚方市内の社会教育に関係することについては、ある程度は委員の方を通じて、市民の要望とかいうことはとらえられる、それだけの幅広い方が集まっておられれば基本的には問題ないとは思うんですけども。

松浦委員

特に1、2、3と設けていることの内容で、特に対立するような状況でないことは承知しているんですけども、そういうことではなくて、文部科学省令の中にも明確に3つ書いてあることを、今回そのまま3つ落としたわけですので、従来特に円滑な運営という観点から問題なかったことは事実だと思うんですが、今回改正の中で条例に落とすということになれば、なぜそうなのかということをも市民から問われる可能性があるんで、その点について完全にきちっと答える、技術的にはおそらくまとめられると思うんですね。そういうことに答えられる状況にしておかなければいけないと思いますので、単にこれまで問題なかったからと。だったら現行どおりでいいじゃないかと。国が変えているのですから、それに対して、しかも今回の趣旨というのは、あくまでも自主性とか自律性ということが自治体に求められているわけなので、こう考えましたということもきちっと、枚方市はこうなんですよということを市民にきちっと伝えるための根拠を用意すべきではないかと思ったので、お話ししているわけです。

加堂議長

そういうようなことで、法律は配慮していきたいと思います。
それでは、この件についてはそれで終わらせていただきまして、今ので、案件は全部終わったわけですね。第5の案件、次回案件についてということにつきまして、事務局からお願いします。

〈事務局〉 平成24年度に市役所の機構改革がございまして、青少年教育分野がすべて市長部局の所管となり、また、従来独立の部扱いでございました図書館が、社会教育部所管の教育機関となりました。この影響で、平成24年度から第32期が終わる平成25年の夏まで、社会教育委員会議で取り扱った内容は、以前図書館が別の審議会を立ち上げて策定いたしました枚方市立図書館第2次グランドビジョンについて、年度ごとに進捗管理を行わなければならないことから、平成23年度分と平成24年度分の進捗状況について、それぞれ意見を述べていただきましたが、結局その案件だけに終始してしまいました。

その第32期の最後の委員会議の閉会后、次期の委員会議に向けて委員からご意見を伺っております。

委員からは、他の市町村の社会教育委員も交えた研修等に参加すると、社会教育委員が積極的に関与して、社会教育に関するさまざまな取組をされている市町村の事例等を見て、枚方市でもそのような熱心な取組をしてみたいというご意見や、機構改革があり、社会教育部の所管事務の範囲が狭まったことは理解するものの、本来社会教育という幅広い分野を取り扱う委員として、もっと広い分野で議論したいというご意見がございました。同じようなご意見として、せっかく委員の皆様が、社会教育や学校教育、家庭教育のそれぞれの分野から委員として出席されているので、それを生かすような議論をしてはどうかというご意見もございました。

また、委員会議の進め方として、事務局と委員とがなれ合いの中で会議を進めるのではなくて、行政側と委員が一定の緊張感を保ちつつ、問題点を議論し、決裂するのではなく前に進めるための妥協策を探っていくことが大切だというご意見もいただいております。

その他、ご議論いただいた図書館のことで、図書館のことがよくわかったというご意見や、一方、短期間でよくわからない図書館のことで意見を求められて困ったというご意見もございました。

以上のようなご意見も踏まえながら、次回案件を考えていかなければなりません。事務局といたしましては、また来年度になりましたら、平成25年度分の図書館の第2次グランドビジョンの進捗状況についてご議論いただきたいと思っておりますが、今のところ、至急議論していただかなければならない案件があるわけではございません。急にご議論をいただきたい案件が出てまいったときは、急な案件なのでとお願いすることもあるかと思いますが、本日は委員の皆様のご意見を伺って、次回案件を決めていただきたいと思っております。

ただ、先ほどご覧いただきました資料6で、社会教育部の所管事務の概要についてご説明させていただきましたが、この所管の範囲

内で案件テーマを考えていただかなければなりませんので、ご了承をお願いいたします。

以上をご理解いただいた上で、次回または次回以降、検討したらいいと思われるテーマについてご意見を伺いたいと存じます。また、検討する以前に、本市の社会教育の現状を知るために、市内の図書館や体育館、鍵屋資料館や野外活動センターなど、社会教育施設等を見てみたいというご希望がある場合は、施設見学への対応も可能でございます。

以上、ご理解いただいた上で、次回以降の案件についてご意見を伺いたいと思いますが、いかがですか。

加堂議長

今説明がありましたのは、要するにこれからこの委員会に、どういった形でテーマを取り上げて活動するかということについてのご意見を求めるわけです。

今説明がありましたように、社会教育委員会の所管の内容は、前の期の委員会では図書館のグランドビジョンについてのことに終了しましたが、社会教育の所管の内容は、意外というと失礼になりますけれども、生涯教育、青少年関係を取り扱っているわりには、下手くそな仕事をしておられるわけで、そういう中で、皆さんにご意見を伺う場面がたくさんあることと思います。

これからの課題につきまして、議論すべき課題、枚方市の社会教育の現状を知るためのいろんな見学などの話も提案されていますけれども、思いつくことで結構ですので、ご意見、感想がありましたらお願いいたします。

志保田委員

まだ説明されていない資料が1つあるんですけども、先ほど出ていた見学等も考えて、よその社会教育を勉強しようということの一環かもしれませんが、取り上げるテーマが箕面の公共図書館1つですね。分館に当たりますが、これが今、指定管理の方向で動いている。これを見学するという事は、指定管理を進める、勉強しようということなのではないでしょうか。

〈事務局〉

こちらを皆さんで行って見たらどうかということですか。

志保田委員

いや、こういうのを企画されているのはどういう意味合いですか。

〈事務局〉

これは、大阪府の社会教育振興協議会というところがございまして、定期的に研修をやっているのですけれども、こういう研修会が毎年ありますので、今回たまたまこういう案件ですが、いつもこう

いうことをやっているわけではなくて、順番に、担当市が決まりましたら、その担当市がそれぞれ企画していくと。順番でやっているものですので、特に枚方市がこれについてかかわったとか、そういうものではございません。

志保田委員 推進しているわけではないと。

〈事務局〉 違います。枚方市もこれに入っているので、必ずこれがきたら、委員のみなさま、こういう研修ありますけど行きますか、どうですかとお伺いする分でございますので。

志保田委員 ある意味では勉強した方がいいのですけれども、片方の趣旨だけではなくて、していないところのものも勉強したほうがいいと思います。

加堂議長 前回の感想で、前年から来られている委員の方はこの内容をよく覚えていると思いますけれども、もっと他市のようにいろんなテーマを取り上げて議論したいというご意見があったということですね。

この委員会は諮問を受けたことに答えるだけということではなく、積極的にご協力したいと思っております。

ほかの研修会なんかに時間が許す限り行っているのですけれども、社会教育部から全部出されたことに答えるだけではなくて、一から内容を考えていくことを提案されて、そのことによってみんながよく議論すればいいなど。そうすることによって、委員会活動の活性化によって、ひいては社会教育のいろんな仕事にもずっと対処していくと、このような感じですね。

1期2年間するわけですから、1年で終わりじゃなくて2年間ということを考えて、新しくなられた方は、新鮮な形でご意見を、ご提案願いたいと思います。

また、先ほど話しておられた市内の学校、社会教育、家庭教育とかかかわっておられた方は、皆さんの日ごろ思われていること、市民の意見を代表することになるわけですから、よろしく願います。

もしありましたら、議長、副議長、あるいは社会教育部のほうに直接ご意見をいただきたいと思っております。

志保田委員 ちょっとすみません。さっき出ていた機構改革の問題で、市史編さん室や文化財保護、図書館の場所には残っているけれども、市史編さんが文化財の担当に入ったと、そういう機構改革に平成24年

になったわけですね。そういったことの意味合いの深さというのは、少なくとも図書館にあってそれが図書館と連携していたというのが、また離れていったけれども、なおかつ場所があるから連携していると。そういうこともあって、例えば、文化財の委員がおられるとか、そういう方面から説明してもらおうとかいうことも非常に大切なことだと思うのです。だから、委員の構成を考えるとこういう話もさっきありましたけれども、そういった機構改革の中の説明というのは聞いていかないと、過渡期的な形で僕らは入ってきましたから、前回。そういうところは、今後も漏れ落ちぬように進めていただきたいと思います。

それともう1つは、高齢者問題というのがスポーツとかで時々扱われているのですけれども、図書館の問題でもバリアフリーというところでは扱われているんですが、せっきく社会教育の場ですから、もう少しトータルに、超高齢化社会ですから、25%を超えるという、そういう形ですので、もう少し総合的な方面から社会教育の全体を会議の中で考えていただけたらありがたいと思いました。

〈事務局〉 高齢者というものを切り取って、それを広く社会教育で見て、超高齢化社会における社会教育のあり方みたいなことを検討したらどうかということですか。それぞれの分野から見ていったときにどうなのかと。

加堂議長 今おっしゃることとか、ほかの委員の方もご意見あると思いますけれども、今日、急に全体のことを進めたということもありますので、これは突然の私の提案になりますけれども、社会教育の所管の内容の説明がありまして、市の現状とかをある程度わかるようにしたわけですね。それぞれ委員の立場からこれを見ていただきまして、こういうことをぜひやりたい、あるいはこういうことを考えたいというようなことを、1人1つ、2つご提言いただくと。それを事務局のほうでたたき台として、それに基づいて次回の内容を考えたいと思います。

〈事務局〉 次回は、考えてきていただいて、それを発表していただくという形になるということですか。

加堂議長 質問内容をちょっと考えていただきまして、皆さんにメールなり、それを返して、また次回のときに。

〈事務局〉 では、ご意見を送っていただく形にして、それを議長、副議長、事務局と話し合っ、それから各委員にご連絡という形ですか。

加堂議長 はい。それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

加堂議長 それでは、本日の社会教育委員会議はこれをもって終わりたいと思います。皆さん、お疲れさまでした。